

611.15
TE24

611.15-Te24
1200700577927

平
三
月

富士見村の分村運動に就て

(長野縣諏訪郡富士見村調査)

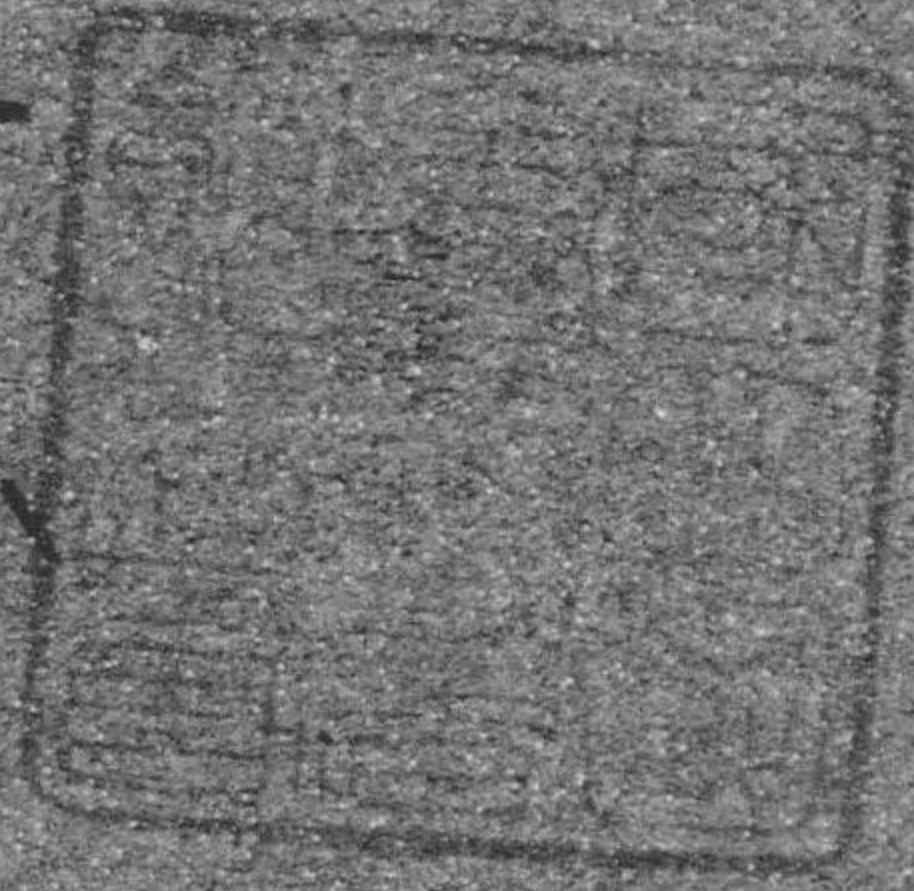
帝
國
農
會



始



611.15
TE 24



118730

序

一、内地人の送出による満洲開拓事業は、農業労働力の著しい減少の裡にあつて昭和十七年度より開始される第二次計畫を完遂せねばならぬ段階に到達した。社會的、經濟的に特殊條件の下にある農民乃至雜業者を誘導募集することによつてはこの新しい情勢に對應することは困難となり、かつて分村計畫の理論的方向として主張された『分村計畫と内地農村再編成との有機的統一』の問題が現實的な切實さをもつて要請されるに至つた。

二、農會の分村計畫に對する指導方針は既にしばしば發表されてゐる如く『内地農村再編成』の積極的契機たらしめるべく送出計畫と再編成（更生）計畫を有機的一體として指導せんとするにある。

三、富士見村の分村は既に相當數の開拓民の送出を完了したが、再編成の進行が立ち遅れの状態にあつた。系統農會は本村に對して右の指導方針を具體化すべく昭和十六年度において帝國農會特別指導村として指定し長野縣農會以下系統農會協力の下に母村整備の實際活動を開始した。

四、本篇は開拓民の送出後にして而も母村整備以前の事情につき本會より係員を派遣して行つた調

查の概要であるが、分村前後を通じて生起した困難なる諸問題を富士見村が如何に克服し來たつたかを紹介し、分村計畫指導の参考に供せんとする次第である。尙母村整備は目下着々進行中にしてこれが結果に關しては追つて報告する豫定である。

昭和十七年三月

帝國農會

目次

- 一、村の概況……………一
- 二、分村計畫の樹立……………一五
- 三、分村の實績……………二六
- 四、分村後の諸問題……………五六

一、村の概況

地勢

中央本線新宿驛を立つて約五時間餘、甲信の境を越えて間もなくの所に標高三千尺を示す小驛がある。之が富士見驛で驛は村の東端にあり、村はこゝより西に擴がつてゐる。諏訪郡の南西に位し、北、金澤、原兩村に連り、東、本郷村、東南落合村に接す。西に入笠山（一九五五米）を背負ひ山續きによつて上伊那郡と境をなしてゐる。廣袤、東西一里十四丁、南北二里十五町、その面積は約二、八平方里、海拔三、〇〇〇尺の高原地帯で各所に白樺の成育を見る山村である。夏季の避暑地として著名であり、高原療養所、及故犬養木堂等の別荘所在地として知られてゐるが、冬季の寒氣は酷烈でしばしば零下二十度以下に降る事がある。

沿革

富士見村はもと芋木村、横吹新田村、休戸村、花場新田村、木之間村、若宮新田村、松目新田村、太平新田村、栗生新田村、御射山神戸村の十ヶ村に分れてゐた。此の中、御射山神戸村、栗生新田村は往舊より諏訪氏に所屬し、他の八ヶ村は甲州國に屬してゐたが、天文十八年武田氏領の分合に

より全村諏訪郡となり、慶長年間諏訪氏領となつた。明治四年七月、廢藩置縣によつて高島縣となり同年高島縣の廢止により筑摩縣に入り諏訪郡第十五大區二小區となる。越へて明治七年十月十ヶ村の合併成り富士見村と稱す。明治三十七年中央本線の開通と共に富士見驛の設置を見、富士見區が開けて十一部落となり今日に及んでゐる。

交通

舊幕時代より甲州街道、村の東端を縦斷し、交通の利便を得て居たが、明治二十年に縣道の開設を見、越へて昭和十六年國道第八號線に編入されるに及んでその度を加へた。別個に隣村落合村より芋木、神戸部落を経て金澤村に至る縣道あり、之等國道、縣道を中軸に各部落に通ずる道路四通八達し、いづれも自動車を通し得る程のもので山村としては交通の利を得てゐる。更に明治三十七年十二月中央本線開通し村の東北隅を横切つてその一角に停車場の建設されるあり、爲に物資の集散、村民の流出入に至大の便を生むに至つた。此の汽車によれば東京へ五時間餘、諏訪、岡谷兩市へ約三十分に到達する。要するに之等交通の至便なる事が早くより富士見村民をして進取的ならしめ、往時より出稼行商その他、對外的業務に就かしめ、村民經濟を交換經濟に引入れると共に後年の分村を完遂せしめる一大原因をなしたものと考へられる。

村民經濟

富士見村は前述の如く高原地にして氣候寒冷、地味瘠薄にして二毛作の如きは其の多くを望まれない。加ふるに嶮峻なる山を西に背負ふ爲に平地少く、従つて耕地も多くない。土地の狀況を地目別に見れば次の通りである。(昭和十二年調)

地目別土地狀況

地目	面積	比率
田	二二九町三反	六・三%
畑	二七〇、六	七・五%
田畑計	四九九、九	一三・八%
宅地	四三、二	一・二%
山林	一五二二、八	四二・三%
原野	一五三八、九	四二・七%
合計	三六〇四、八	一〇〇・〇%

即ち之によつて見れば耕地——田畑面積の合計は四九九町九反で全面積の一三・八%に過ぎず、

之に反し山林原野が合計三〇六一町七反で全面積の八五%を占めてゐる。以て如何に山村であるかを知り得るであらう。之を昭和十一年全國の土地利用状況と比較して見よう。

全 國	總面積	耕地	牧場原野	山林	雜地
三、五三、三九町	六、〇八五、七七町	三、三五四、〇三五町	二、〇三五、八六一町	八、〇九七、三七町	
富士見村	三、六〇四町	一五・八%	八・七%	五五・五%	二〇・〇%
		四九町	一、五八町	一、五三町	四(宅地)
		一三・八%	四・七%	四三・三%	一・三%

右に對し人口は昭和十二年度に於て世帯數九五・一、人口四七三五人に達してゐるが、此の結果は一方の極に零細農家を發生すると共に他方兼業農家及農民以外の農村人口を多く生まざるを得ない。農家一戸當り平均耕地面積は水田三反八畝弱、畑四反四畝、合計八反二畝に過ぎぬが更に經營耕地廣狹別に見たる農家戸數は次の如く一町歩未満の零細農家が壓倒的に多い。(昭和十二年度)

經營耕地廣狹別	農家數	百分比
五反歩未満	二二〇戸	三一・八%

五反歩以上—一町歩未満	二八五	四一・二
一町歩以上—二町歩未満	一四〇	二〇・三
二町歩以上—三町歩未満	三〇	四・四
三町歩以上	一五	二・二
計	六九〇	一〇〇

註、農家戸數中ニハ極細ノ兼業農家八〇戸ヲ含ム、從ツテ農家一戸當り平均耕地面積ハ六一〇戸ヲ以テ計算同年度の職業別戸數及人口を見よう。

職業別戸數及人口

種 別	戸 數	人 口
農 業		
自作	二六五	一、四八五
自作兼小作	二六六	一、四九七
小作	七九	四三六
計	六一〇	三、三九八
林 業	八	四二
計		五

商工業
其ノ他

一一八
五九三
六
一二四
六八二
八六〇
四、七一五

人口統計

年次	本籍人口		現住人口		寄留	出生	死亡	自然増加
	男	女	男	女				
大正六年	二、八六 _人	二、七五 _人	二、七九 _人	二、二四 _人	二、四 _人	三、六 _人	一、四 _人	七 _人
大正十一年	二、三三 _人	二、三三 _人	二、二五 _人	二、二六 _人	四、三 _人	三、八 _人	一、四 _人	六 _人
昭和二年	二、五七 _人	二、四九 _人	二、五〇 _人	二、三三 _人	四、〇 _人	五、三 _人	七、〇 _人	一、八 _人
昭和七年	二、八四 _人	二、七三 _人	二、五五 _人	二、三三 _人	四、六 _人	五、五 _人	七、〇 _人	一、四 _人
昭和十二年	二、三三 _人	二、四一 _人	二、四三 _人	二、三三 _人	四、六 _人	五、五 _人	七、〇 _人	一、四 _人
昭和十六年	二、五三 _人	二、三〇 _人	二、四二 _人	二、三三 _人	四、七 _人	五、三 _人	七、一 _人	一、四 _人

即ち耕地面積の狭小に對する人口の壓力は此の村をして純農村として立つ事を不可能ならしめ、村民は商工業其の他の職業に生活手段を見出してゐるものが多く、農家も亦純粹に農業のみに依存する事が出來ず何等かの兼業を営むものが多い。所謂兼業型農村を形成するのである。昭和十六年八月の夏季調査の結果によれば、農家總戸數六八二戸中、專業農家三〇八戸、兼業農家三七四戸にして、その比は四五%、五五%である。尙、兼業農家中、第一種兼業農家二八〇戸、第二種兼業農家九四戸で、之等兼業農家の兼業は農業外賃労働最も多く、商業に従事するもの、林業を兼ねるもの等が之に次いでゐる。次に村民の出稼状況を見よう。(昭和十二年)

村民出稼状況

出稼時期	計		主ナル出稼地方				
	男	女	縣内	東京	關東	中部	關西
季節	二〇〇 _人	二二 _人	二二二 _人	二〇%	四〇%	二〇%	一五%
年間	二二〇 _人	一九〇 _人	三二〇 _人	三〇%	四〇%	一〇%	一〇%

神戸部落民の出稼状態は次の如くである。(昭和十二年)

業種	人数		出稼地方	出稼時期	出稼日數(平均一人當)	平均收入(一人當)	平均家族	平均耕地
	男	女						
銀行商	二二 _人	一 _人	静岡以東	年中	四 _日	一、一〇 _圓	三、〇〇 _圓	五 _反
	二二 _人	一 _人	權太迄	冬季	一、八 _日	一、一〇 _圓	三、〇〇 _圓	五 _反

桶類行商	八	一	八	右	同	年中 冬季	三 五	一三〇	二六〇	六	七
大工	二八	一	二八	京濱朝鮮 其他	年中一〇 冬季一八			一七〇	一八〇	五	五
製絲工場勞働	三	一三	二六	縣内	自十二月 至三月			二四〇	一二〇	六	六
味噌工場勞働	六	一	六	縣内	自十二月 至四月			一五〇	一二〇	五	一一
海苔屋寒天工場 種子行商其他	二〇	八	二八	京濱及縣 内	冬季			九〇	一〇〇	五	一二

富士見村民の出稼中最も特異な存在は行商である。行商の種類は、鋸、鉋、鎌等の金物類を主とし、桶その他の雜貨類に及ぶ。行商は北は遠く樺太、北海道から静岡以東一圓にかけて行はれ、多くは農家の冬季の兼業として營まれる。その販賣方法は一年間の貸付賣りで、本年物品を販賣し、翌年になつて代金を回収するのである。従つて行商を行ふ爲には相當の資本を要し、事實、富士見村の行商は農家が農閑期の兼業として營むものであるが、之を營む大部分が中流以上の資産ある農家である。富士見村は前述の如く高冷地にして而も耕地少き爲、專業農家は稀であると共に純農業のみによる時は、農家經濟は極めて貧弱とならざるを得ないが、此の行商による収入が莫大で、そ

の純益は昭和十二年頃に於て多きは一、三〇〇圓少き時二〇〇圓を越え、平均三〇〇圓乃至五〇〇圓位で、爲に蓄財者が相當多い。

行商以外の出稼ぎは、事變前に於て婦女子は縣内の製絲、名古屋附近の紡績に従事するもの多く男子は或は木材伐採、製炭に従事し、或は大工として稼行し或は都會地其他に於て賃勞働に従事しつゝあつたが、最近に於てはいづれも軍需産業に向ひつゝある。行商が比較的富農の手に行はれるに反し、賃勞働は下層農家及農民以外の勞働者の手に行はれてゐる。

耕地に對する人口の過剰は農家をして兼業を營ましめると共に、農業經營自體に於ても反當收入の多いものに趨かしめる。富士見村農家の殆んど全部が明治中葉より養蠶をなすに至り直ちに養蠶全盛時代を現出し、今日猶養蠶が村産業の首位を占めてゐる事實は交通至便にして近くに諏訪の製絲工場を控へた事とその自然的な地勢事情に基づく事の外に耕地不足の原因を見逃し得ない。分村の前年度たる昭和十二年の調査による最近五ヶ年間平均の生産統計並に昭和十三年の主要農作物作付狀況は次の如く養蠶の比重が大である。

生産統計

種 目

最近五ヶ年間平均

農 産 物	一三八、六八四圓
蠶 繭 絲	一四七、五〇四圓
工 産 物	八一、一二八圓
畜 産 物	一〇、九二〇圓
林 産 物	二五、〇四五圓
其 他	一、九四六圓
計	四〇五、二二七圓

主要農作物作付並收穫狀況

種 類	作付面積	收穫高	價 格
稻	二二三、九反	三、四二九石	一〇九、〇三六圓
麥	一五、六	二九三石	六、一三一圓
大豆	九、二	一一八石	二、四七八圓
馬鈴薯	一〇、六	三四、三八五貫	三、四三八圓

大 根	九、六	八九、二八〇貫	三、五七一圓
其 他	一六、七	—	一三、四〇五圓
桑	一二六、四	—	—
滿	五三、九七六瓦	三〇、五一貫	一四六、三三九圓

次に自小作關係に一瞥を加へよう。

自小作別農家數

年 次	自作	自作兼小作	小作	計
昭和十二年	二六五 _戸	三四六 _戸	七九 _戸	六九〇 _戸
昭和十五年	二六八	三二〇	六二	六五〇

註、農家數六九〇戸中ニハ殆ンド農家ト見ラレヌ極細兼業農家ヲ含ム。
此ノ統計ハ富士見役場ノ調査デ右以外ノ數字ガナイ。

自小作別耕地

年次	田		畑		田畑計	
	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地
大正四年	一七七、〇 _{町反}	五三、九 _{町反}	五七、五 _{町反}	三七、八 _{町反}	二三四、五 _{町反}	九一、七 _{町反}
大正九年	二三一、五	九五、〇	二二〇、〇	四五、〇	四四一、五	一四〇、〇
大正十四年	一四〇、〇	九〇、〇	二三五、〇	六九、〇	三七五、〇	一五九、〇
昭和五年	一五〇、〇	八二、〇	二〇〇、〇	七〇、〇	三九〇、〇	一五二、〇
昭和十年	一五二、〇	八五、〇	二五〇、〇	七二、〇	四〇二、〇	一五七、〇

即ち小作農家の僅少であると同時に小作地も亦極めて少ない。此の小作農家並に小作地の少ない事は長野縣一般に見られる現象であるが富士見村に於て特に著し。

	田		畑		田畑計	
	自作地	小作地	自作地	小作地	自作地	小作地
全國平均	三二・〇%	六八・〇%	六〇・〇%	四〇・〇%	五三・二%	四六・八%
長野縣	五三・五%	四六・五%	六三・八%	三六・二%	五九・五%	四〇・五%

富士見村 六四・一% 三五・九% 七七・六% 二二・四% 七一・九% 二八・一%

註、全國平均ト富士見村ハ昭和十年、長野縣平均ハ昭和十一年ノ數字ニヨル。

次に耕地所有廣狹別戸數を見よう。(昭和十二年)

耕地面積	所有戸數
五反歩未滿	二四一戸
五反歩以上一町歩未滿	二五〇
一町歩以上三町歩未滿	八〇
三町歩以上五町歩未滿	三〇
五町歩以上	一〇
計	六一一

惟ふに富士見村に於ける土地所有の集積少く自作地並に自作農の多い現象は歴史的のものらしく舊幕時代大部分の農民がその土地の耕作權を認められて耕作に従事しつゝあつたものが、明治初期の土地の改革と共に所有權を正式に得て自作農となるに至つた。然るにその後には於ける日本經濟の進歩發達にも拘らず他の農村に見る如き土地所有の集積が進行せず、明治初期に成立した自作地、

自作農家が大なる變化なしに今日に及んだのであつて、彼等農民の大多數は所謂先祖傳來の土地を今日まで守り續けて來たのである。而してその原因を案ずるに。

富士見村は耕地の狭少等よりして従前より純粹の農村として立つ事が不可能であつた。此の爲に村民の多くは往時より木材の伐採、製炭等山林に生活を依存し、或は賃馬追(チンウマオイ)と稱する馬子を營んで雜貨運搬による賃錢を得る等種々な兼業に従事したのである。即ち之等所謂兼業の収入は寧ろ農業を凌駕する状態にあつた爲に農民の土地に對する依存度は必ずしも強くなく、従つて土地の價値も少なくなつた。一方個々の農家も兼業による収入の爲に農民としては金銭的に比較的恵まれ、明治、大正、昭和に亘る農村の變動にも拘らず、その土地を手放す事なく先祖以來の土地を守り通したのである。要するに富士見村に於ける兼業の發達は農家の經濟的危險を分散する作用を營んで、農家の生活を安定し、他方、經濟的に餘裕ある農家も土地を兼併せん爲に投資する事なく、寧ろ行商其他に投資口を見出したのである。富士見村民の行商發達の一原因はかゝる所に胚胎してゐると見るべきであらう。

小作料は水田に於ては物納、畑に於ては代金納が支配的である。而してその額は水田に於て一反歩平均玄米一石前後、畑に於て一反歩平均十三圓乃至十五圓である。明治末期より養蠶偏重時代を

現出し本村の畑は殆んど全部桑園と化したが、畑に於ける代金納制は此の時代に略々完成したのである。奨勵米、罰米等の慣行も殆んどなく、小作權も發生してゐない。

二、分村計畫の樹立

分村計畫樹立の動機

前述の如く富士見村は山村にして耕地に比し人口過剰である。従つて村民の多數は、或は出稼ぎし、或は山林に働き、或は種々の兼業に従事する事によつて現金を得て必ずしも農耕にのみ依存してゐない。一方、養蠶を積極的に營んで耕地からの収入を補つてゐたのである。然るに昭和五年以來の農業恐慌に逢着し、農産物價格の下落、就中蠶絲價の慘憺たる低落は村民に徹底的打撃を與へ他方出稼其他の兼業も財界不況の餘波を受けて振はず、山林による木材、薪炭の收得も林相と官有地の制約を受けて多數の人口を抱擁し得ずして村民經濟は破綻に瀕するに至つたのである。而かも年々歳々増加する人口はそのハケ口を考慮する必要に迫られ、滿洲開拓による村民送出一がこゝに眞劍に考慮される様になつたのである。「富士見村滿洲國分村移民の趣旨」は此の間の事情を次の如く述べてゐる。

「……我方富士見村ノ現状ヲ大觀スルニ本村ハ農家一戸當リノ耕地僅カニ田ハ三反七畝歩、畑ハ四反八畝歩合計八反五畝歩ニシテ、而モ此ノ耕地タルヤ高原地帯ナルガ故ニ氣候冷涼ニシテ二毛作ノ如キハ不可能ナルノミナラズ其ノ生産力モ亦僅少ナリ。從ツテ村内食糧米モ不足ニシテ其購入額ハ年々六萬圓ニ及ンデキル。畑ノ八割ヲ占ムル桑園モ反當リ九貫ノ收繭量ニ過ギズ、而カモ繭絲價ノ低落ハ農家收入ヲ激減シテ經濟的窮迫ヲナシ、冬季ノ出稼ギ等ニ依ツテ生計ノ保持ヲナス。小學校卒業生ノ最近ノ狀況ヲ調ブルモ其ノ八割迄ハ卒業直後他出シテ店員、徒弟トナルノ現状ハ其ノ將來ヲ思フノ時甚ダ寒心ニ堪ヘザルモノナリ。本村ハ昭和八年以來經濟更生計畫ヲ樹立シテ負債整理其他アラユル方面ニ向ツテ村民ノ協力ニ依リ更生ノ途ヲ辿リ來レルモ、別表ノ如キ人口問題ト耕地面積トノ對比關係ハ單ナル經濟事情ヲ以テ律スル事能ハズ、即チ叙上滿洲國農業移民、青少年移民ニ依ツテ之ヲ解決スルヨリ外ニ何物モ其ノ良策トシテ見出ス事能ハズ……」云々。

當時の村民の經濟狀態は次の如くであつた。(昭和十二年末)

	村全體	農家全體	農家一戸當平均	農家以外ノ一戸當
總收入	四四九、五一〇 ^円	二九二、〇一〇 ^円	四七九 ^円	六三〇 ^円
總支出	五二三、六八四	三一一、一一四	五一〇	八五〇

差引	七四、一七四	一九、一〇四	不足 三一	不足 一二〇
負債額	六三一、九一八	四四七、七四〇	七三四	
預金	三八一、五〇三	二二九、五〇三	五四〇	

たまく昭和十二年に農林省の經濟更生指定村となり、その指導によつて分村計畫が經濟更生の有力なる一手段と考へられるに及んで、分村運動は飛躍的に發展を遂げたのである。越えて十三年には遂に村民大會開催の運びとなり、分村が村是として決議されるに至つた。その時の宣言並に決議は次の如くである。

宣 言

支那戰局の廣汎と國際情勢の險惡を考ふる時、帝國は未曾有の國難に直面しつゝあるを痛感する。

この秋に當り全國民は戰線及銃後一致し百難を克服し、國運の進展を期さなければならぬ。而して吾人の行ふべき最緊急時は、本村經濟更生計畫の強力なる遂行を圖り以つて時局に對處する事である。即ち農村精神の強調と負債整理、生産の増殖等を行ふと同時に帝國の國策たる滿洲農業移民の積極的實施である。けだし、わが日本民族の大陸移動こそ帝國の政治經濟體制確立の基礎にして

滿洲に分村を行ふ事は銃後國民の義務であり農を以て皇國に報ぜんとする者の使命である。

吾人は斷じて經濟更生計畫を遂行し、又分村計畫を實施し、以て帝國の發展と東洋平和の確立を期す。敢て全村民の名に於て吾人の決意を宣言す。

昭和十三年四月十日

富士見村民總會

決議

- 一、日本精神の昂揚を期し毎年一回村民總會を開催し村是の検討を爲すと共に大講演會を行ふこと
- 一、全村民の負債を整理する爲負債整理組合の全部落成を圖り明朗富士見村の實現を期す
- 一、國策に基き滿洲に富士見村を分村せしめる爲三ヶ年三百戸の集團移民計畫の遂行を期す

昭和十三年四月十日

富士見村民總會

かくの如く富士見村の分村計畫は經濟更生運動の一環として取上げられ、その實現を見るに至つたが、更に昭和十三年度に經濟更生特別助成村として農林省より助成を受くるに至り分村運動は更

に拍車を加へられ旺盛なものとなるに至つた。十三年秋に再び村民大會が開催せられ次の宣言、決議がなされた。

宣言

力は一箇に集中されたる場合にのみ強力となり得る。東亞の新秩序建設の決意を表明したる日本は長期建設の爲にあらゆる方策を集結しなければならぬ。

思ふに支那事變こそは、單に、蔣政權打倒や親日政權の確立等の如き目前の解決でなく、眞の意義は大陸に於ける決定的指導力を日本がとるか、歐米がとるかかの争ひである。アジャ民族のアジャ建設こそ其の目的である。戰鬪は建設の障害物を取除く手段であり、戰に勝つ事は事變目的遂行の出發點でしかない。今や廣東、武漢三鎮は既に我が手中に歸したが目的貫徹の爲には國民の一人々々が、如何に焦心しても尙足らざるを虞るゝ程の時局である。

この非常時局の中に農林省特別助成村に指定せられたる本村は、滿洲分村、負債整理を中軸としたる更生計畫に全村民の力を一箇に集中し、斷乎として之を遂行し、以て國民としての義務に忠實ならんことを期す。

昭和十三年十一月二十三日

富士見村民總會

決議

- 一、現下の非常時局を認識し協同的精神を基調としたる生活刷新の徹底を期す
 - 一、春季村民總會の決議を想起し負債整理組合の全部落結成と滿洲分村の促進を期す
 - 一、特別助成村の眞意義を認識し更生の熱意と努力の強化を圖り更生富士見村の實現を期す
- 昭和十三年十一月二十三日

富士見村民總會

流石に國士小川平吉翁を生んだ此の村は天下國家を論じて憂國の至情を見せ、經濟更生にも烈火の氣魄を示してゐる。

更に村會は十三年九月に分村に要する村費約四萬圓の繼續支出を全會一致で決議し村民の要望に應へたのであつた。

分村計畫の概要

富士見村分村計畫は昭和十三年四月に立てられたが、頭初の目標は三〇〇戸を送出するにあつ

た。それは村の農民を農家として健全な生活を営ませしめるには平均一戸當り一町五反歩の耕地が必要であり、その爲に現在約五百町歩の排地の外村内の土地を極力耕地に振向ける様に努力すると共に、農耕者數約四百戸を以て適當と認め、農家總數六百十戸、副次的農耕者及將來分家して一戸を構へんとするもの九十戸、計七百戸中、前述の適正農家數四百戸を差引き、三百戸の農家數を移住せしむべく決定したのである。而してその年次別及部落別送出計畫は次の如くであつた。

年次別送出計畫

年次	送出計畫戸數
昭和十三年	二〇戸
昭和十四年	八〇戸
昭和十五年	一〇〇戸
昭和十六年	一〇〇戸
計	三〇〇戸
送出人口	一、八〇〇人

部落別戸數並送出計畫戸數

部落名	總戸數	送出計畫戸數
神 戸	二一七戸	七五戸
栗 生	六八	二七
大 平	三五	一三
松 目	六四	二五
木 間	九四	三三
横 吹	三七	一三
芋 ノ 木	五三	一七
富 士 見	一七〇	五四
花 場	三七	一三
若 宮	八五	三〇
計	八六〇	三〇〇

註、松目部落ハ原ノ茶屋部落ヲ、花場部落ハ休戸部落ヲソレゾレ含ム。

而して移住者送出により生じた土地は主として産業組合が之を買収し、或は處理の衝に當り、後各農事實行組合の耕地分布の狀況を斟酌してその共同收益地として貸付し、農事實行組合は村農會の指導に基づき此の耕地を共同經營して、拓土送出による勞力不足を克服し、且つこれが収益を以て農家全體の備荒、共濟、經營改善等の資金に充當せんとしたのである。又、實行組合の共同經營になる以外の土地は、適宜農家に買収せしめ、所謂適正規模、安定自作農家を設定せしめ様としたのである。

右の外、拓土の渡航及現地援助、財産處分、負債整理、家族援護、その他種々の問題に就き次の「富士見村滿洲分村移民規定」を設け、専ら此の規定に基づいて處置せんとしたのである。

富士見村滿洲分村移民規定

- 第一條 本村ハ富士見村經濟更生計畫ニ基キ滿洲國農業移民トシテ分村シ本規定ノ定ムル處ニ依リ補助金ヲ交付シ移民者ノ財産處理ヲ家政部ト連絡ヲ保チ産業組合ニ代行セシム
- 第二條 分村目標トシテハ村内農耕地面積ト人口關係ニヨリ三百戸ヲ分村移植スルモノニシテ本村住民中志操堅固、身體強健ニシテ直ニ國策タル滿洲國農業移民ノ意志ヲ有スルモノタル事ヲ條件トシテ分村セシム
- 第三條 獎勵金ハ滿洲國分村移民トシテ一戸ヲ構フル者ニ對シテハ金參拾圓ヲ限度トシテ交附ス

第四條 分村移住者ニ關スル債權債務ハ本村經濟更生委員會ニ無條件ニテ一任シ委員會ハ別ニ定ムル規定ニ依リ是レガ整理ヲ代行處理スルモノトス

負債ニ關シテハ各區ノ負債整理組合ニ委託スルモノトス

第五條 分村移住者ハ債權債務及所有財產明細書二通ヲ作製シテ富士見村經濟更生委員會ニ提出スルモノトス

右所有財產處分ノモノハ賣渡證書並ニ委任狀ヲ添付スルコト

第六條 第五條ニ依リ提出セラレタル書類ハ極秘取扱ヒヲナシ一通ハ滿洲國分村富士見村ニ送達シ一通ハ原本トシテ保管シコレニ依リ負債ノ整理財產ノ處理ヲナスモノトス

第七條 分村移住者ハ財產處理ニ關スル評價ハ水田、畑、桑畑、林野、原野、立木、宅地、家屋、其他各區分ニ基キ委員會ノ査定ニ依ルモノトス

公平ナル査定ヲナス爲メニ特別評價委員ヲ選任シ此ノ報告ニ基キ審査スルモノトス

第八條 分村移住者渡滿後郷里ニ殘留セル家族ニシテ扶助或ハ救護ノ必要ヲ生ジタル場合ハ一ケ年以内財產處理金ヲ以テ補助スルモノトス

第九條 分村移住者ノ負債ニ對スル財產ノ整理ハ本村ノ舊慣ヨリ凡ソ左ノ如キ處理ニ務ムルコト

一、財產ヲ有セザル分村移住者ノ負債ハ誠意ノ披瀝ニ依リ處理スルコト

二、分村移住者ノ家屋ノ見積價格金百圓以下ハ移住者ニ其ノ五割以内ヲ交附シ金百圓以上ハ以上ノ分ニ對スル二割以内ヲ加算シテ交附ス

三、財產ヲ有スル分村移住者ノ負債ハ其ノ財產處理金ト負債額トヲ對比シテ其ノ一部ヲ移住者ニモ交附スルモノトス

四、分村移住者ノ入擔保負債ハ別個ニ整理シ殘額全部ヲ負債ニ償還シ尙殘額アル場合ハ移住者本人へ直接送金スルモノトス

第十條 分村移住者ニシテ渡滿後十ケ年以内ニ歸還シタル場合ハ本村ノ特權ヲ認メズ既ニ處理セル不足債務ノ實行及補助金ヲ返還セシムルコトアルヘシ

第十一條 分村移住者ニシテ本規定ニ依ラズ擅ニ負債ノ整理又ハ財產處理ヲナシタル者ニハ補助金ヲ交付セズ尙第六條ノ援助金ヲ受クルコトヲ得ズ

止ムヲ得ザル事情ニ依リ移住者自ラ財產處理ヲナサントスル時ハ豫メ了解ヲ求メ承認アリタル場合ハ此ノ限りニアラズ

第十二條 分村移住者ヨリ財產ノ管理、經營ノ委任方申出アリタル時ハ經濟更生委員會ハ査定ノ上別ニ定メタル共同收益地設置計畫規定ニ依リテ處理スルモノトス

第十三條 本規定ニ依ル經費豫算左ノ如シ

科 目	金 額	說 明
交付獎勵金	九、〇〇〇圓	分村住民 三〇〇戶分 一戸ニ付 三〇圓
家屋假拂見積金	二〇、〇〇〇圓	同上元戶數 二〇〇戶分 一戸 一〇〇圓

土地假拂見積金	三八、〇〇〇圓	同上右有産者	一五〇戸分	一戸ニ付	二五六圓
分村移民共援金	二〇、〇〇〇圓	分村移住者	二五〇戸分	一戸ニ付	八〇圓
合計	八七、六八〇圓				

二六

第十四條 本分村移民事業資金ハ一時借入ヲ以テコレニ充當シ事業ノ圓滑ナル進行ヲ畫ルモノトス

第十五條 本分村移民事業資金ノ償還方法ハ五ヶ年据置キ其ノ後二十ヶ年ニ元利ヲ年賦償還ヲナスモノトス

附則
第十六條 本規定ハ昭和十三年四月一日ヨリ是レヲ施行シ本村經濟更生計畫ニ依ル滿洲國分村移住民ニ限り適用スルモノトス

三、分村の實績

富士見村の分村計畫は昭和十三年四月十日の村民總會に於て決議採擇されたが、同年七月には既に先遣隊二〇名を大陸に送出したのであつた。越えて翌十四年二月には樋口隆次村長自ら現地團長として渡滿を決意し、同志四十三名を引率して入植した。樋口隆次氏は先に青年團長として村青年を統率し、年齢三十代にして村會議員となり、次いで村長に選ばれ、常に村民の嚮ふ所を示し、舉村一致、村經濟更生運動に邁進すべきを説き、昭和十三年村民大會を開き、此の大會に於て經濟更生計畫の決議されるや、分村計畫の樹立實行を提唱し、自ら開拓團々長として渡滿する決意を披瀝して村民を感動させた有言實行の士である。現に滿洲國富士見村の團長として縦横の活躍を示してゐる。

次に年次別送出數を掲げる。

年次別送出狀況	年次	世帯數	二三男	計
昭和十三年度		五二	四	五六
昭和十四年度		一六	四	二〇
昭和十五年度		一六	一一	二八
				二七

昭和十六年度 八八 一五 二〇七(現地採用七)
 一〇一

合 計 一七二 三五 二〇七(現地採用七)
 (名ヲ含ム)

即ち分村計畫初年度たる昭和十三年度に五二世帯及二、三男四名の入殖を見たが、昭和十四、十五の兩年度に於て稍々頓挫を來した。之は、支那事變の發展に伴ふ農業勞力の不足と、農村經濟の好況化に基づくもので、事實此頃は計畫の實現が危ぶまれたのである。然るに村當局、皇國農民團員、滿洲現地側等の寢食を忘れての奔走により翌十六年には一舉に八八世帯、二、三男十五名を送出して當初の計畫は略々此處に完成したのである。最初の送出計畫三〇〇戸に對し二〇七戸の送出は必ずしも一〇〇%の成功ではないが、困難なる開拓民送出に於て此の實績は一應大成功と云はねばならぬ。特に富士見分村運動の特色とする所は二、三男或は單獨移住者が少くして、世帯——所謂全戸移住の頗る多い點で、他村に餘り類を見ない所である。一般に開拓運動に於て送出計畫に豫定される戸數なるものは滿洲國側から見て云はれる問題であつて、現地に於ては獨立して戸を構へるものは、年若き獨身者一人であつても一戸に計上されるのである。従つて獨身の兄弟二人が移住した場合、各々獨立して戸を構へるなら二戸と數へられる。故に現地側の戸數と母村で數へる送出戸數とは常に必ずしも一致しない場合が多い。而して一般に分村を行つた農村に就て見るに、二、三

男の送出が多い爲に現地側の戸數は相當數に達するが、内地母村に於ける送出戸數、所謂空く戸數は極めて少く、従つて拓土送出によつて餘裕を生ずる耕地が之亦少ないのである。此の點富士見村の分村は世帯の移住の多いのを特色とし、之等世帯に於ける子弟の數を考へ、將來に於ける滿洲分村の發展を考へるとき、前途の旺んなるを憶へるのである。

次に部落別送出を見よう。

部落別團員送出狀況

部落名	一世帯移住	二、三男移住	緣故移住	青少年義勇軍
神 戸	四〇	一二	一六	一六
栗 生	八	一	一	四
大 平	七	二	二	二
松 目	九	三	一	一
原ノ茶屋	三	一	一	一
若 宮	四	一	一	三
木ノ間	八	二	一	五
			二九	

花	三	一	一	三〇
休	五	一	一	三
横	九	三	一	三
芋	一〇	六	五	三
富士	一三	五	二二	二
計	一一九	三五	五三	四一

即ち神戸部落が世帯移住、二、三男移住とも圧倒的多数を占め、富士見、芋ノ木部落が之に次ぎ、花揚、若宮、原之茶屋等の部落が振はない。之は前述の如く、富士見村は部落に大小があり神戸、富士見の兩部落は分村前に多くの戸数を擁してゐたからである。然し乍ら送出国数は必ずしも部落戸数に此例せず、送出の時期、拓士の財産程度も一様でない。神戸部落は富士見村に於て第一の部落であり戸数も多いが、耕地面積廣く而も肥沃にして、堅實なる中流農家が多数を占めてゐる。此の部落は分村計畫の初期に於て早くも、堅實なる中流以上の農家を多数全戸移住せしめ一村をリードしたのである。之に反し富士見部落は明治中葉中央線富士見驛の開設以來發展した部落で、多くは他村より入り込んだ商人、日雇労働者等、農家でもない者であつて、送出も下層の農家以外の

大多数である。粟生は農民に比し耕地少い爲に、農家の大部分は山林生産物に依存する兼業型部落であり、花揚、休戸、原ノ茶屋等も兼業農家の多い部落である。松目、大平、若宮等は冬季行商に出る者の多い部落であるが、比較的堅實なる農村部落である。

縁故移住とは部落民の親戚、知人等何等の關係に於て、縁故を辿り現地に入植した者である。殆んど全部が世帯を擧げての移住であり、山梨縣、諏訪市等の在住者が多いが稀には北海道の人もある。而して富士見部落民の縁故の多いのは新開部落富士見の性格を物語るものであらう、移住者の職業状況を見れば次表の如く農業者が圧倒的多数で、大工が之に次いでゐるが、鍛冶職製材工其他各種の職業を網羅してゐる。

職業別送出状況

農	一二五
内譯 地主兼自作	七
自 作	五五
自 小 作	五二
小 作	一一

製革業	下駄製造	豆腐製造	木工職工	疊職	製粉製絲業	麻裏製造	桶職	左官	交通業	味噌醬油製造	製材工	鍛冶職	大工
一	一	二	二	三	二	二	二	二	三	三	五	一〇	三四

洋服屋	菓子商	ブリキ職	機械工	ミシン仕立	酒商	石工	寫眞師	染物業
一	二	一	一	一	一	一	一	一

註、農業以外の業者中には農業との兼業関係にあるものあり。

即ち農家の多数である事は當然であるが、種々雑多の業者を含む所に富士見村の兼業型農村としての性格が見られる。而して大工の多数である事は、富士見村に従前より大工を専業、兼業とする者の多かつた事と、分村運動の當初、滿洲分村の建設の必要上之等建築業者の入植を積極的に勧奨し、大工側に於ても業者の多数から來る斯業の不振に奮起し、業者相誘つて共に渡滿した結果であ

つて、之等大工の入植は現地建設の速進に著しく貢献したのである。其他鍛冶職、墨職、左官、桶職等各種の所謂職人の入植は之亦現地建設を大いに助けたのである。

戸數割納入額より拓土の状況を見れば次の如くである。

拓土戸數割納入狀況

戸數割額	當該總戸數	送出團員戸數
三四九 ^円	一 ^戸	一 ^戸
一五〇—二〇〇	四	二
一〇〇—一五〇	一一	一
五〇—一〇〇	五七	九
四〇—五〇	五一	七
三〇—四〇	六三	一二
一九・五五—三〇	八二	一七
一五—一九・五五	六六	一一
一〇—一五	九三	二〇

一〇圓以下

四二二

七三

計

八五〇

一五三

註、右の戸數割額は昭和十三年度の村稅戸數割賦課額による。而して同年度の賦課總額は一六、六五四圓にして賦課戸數八五〇戸、一戸平均一九圓五五錢である。

戸數割賦課額は農村に於て各戸の經濟的地位を示す最適の指標である。今、前表によつて富士見拓土の資産狀況を窺ふに、戸數割の最高負擔者は三四九圓にして此の家より拓土を送出してゐる。尙、十三年度の一戸平均戸數割額一九圓五十五錢より見れば母村に於て中流以上の生活を營む拓土の相當多かつた事を知り得るのである。更に之等の事は次の經營規模別送出農家戸數及耕地所有廣狹別送出戸數によつても知り得る。

經營規模別送出農家戸數

經營面積	農家戸數
五反歩未滿	四〇
五反歩以上一町歩未滿	二八
一町歩以上一、五町未滿	二一

一、五町以上二町步未満
 二、二町步以上

三六

耕地所有廣狹別移住者戸數

註、農家戸數合計は調査一部不明のものありたる爲前掲送出農家一二五戸と一致しない。

無	所	有	四三戸						
一	反	步	未	満	七				
三	反	步	以上	五	反	步	未	満	二
五	反	步	以上	一	町	步	未	満	二
一	町	步	以上	一	町	步	未	満	二
一	町	步	以上	二	町	步	未	満	九
二	町	步	以上	一	一				

註、此の表は緣故移住者を除いた事と一部に調査不明のものがあつた爲に送出拓士戸數と數字が一致しない。

118730

尙移住者送出により空いた耕地を部落別に見れば次の如くである。

部落名	耕地總面積		移住者ノ殘シタ耕地		分村前農家一戸當耕地		分村後農家一戸當耕地	
	田	畑	田	畑	田	畑	田	畑
神 戸	七、一	七、七	一、四	一、六	三、六	三、四	四、四	四、一
粟 生	一、九	七、三	二、三	二、八	二、九	三、四	三、三	三、九
大 平	一、七	一、二	三、四	五、二	四、九	五、九	六、一	七、三
松 目	一、五	一、〇	四、五	六、三	五、〇	六、〇	七、一	八、六
原ノ茶屋	六、八	一、〇	〇、八	二、一	二、〇	二、九	二、二	三、二
若 宮	三、六	四、三	一、二	三、一	三、一	三、九	三、二	四、一
木之間	二、七	三、三	二、三	七、三	二、九	三、四	三、二	三、八
花 場	四、八	六、八	〇、五	一、四	一、八	二、五	二、〇	二、八
休 戸	一、八	三、五	〇、九	二、四	一、八	三、五	三、六	七、〇
横 吹	八、五	一、三	二、〇	三、四	二、三	三、二	三、〇	四、〇
芋ノ木	一、八	一、四	三、四	三、九	三、四	二、六	四、二	三、二

三七

富士見 五、八、八、三、一四、一 二、三、四、九 七、二 一、八 二、〇 三、八 二、九 四、一 七、〇
 計 三九、三、三五、四八四、七 三六、〇 五九、二 九七、二 平均 平均 平均 平均 平均 平均
 註、此の數字は富士見村役場拓務部の調査で、將來處理を豫想されるものを含んでゐる。分戸移住、二
 三男移住の如き場合は處理さるべき耕地が確立しない爲である。

即ち、富士見村拓士送出が、村を縦に割つた計畫であり、中流以上の農家を送出した結果は移住者の残した耕地の増大となつて現れてゐる。その残した耕地九十七町二反歩は富士見村全耕地面積の一割九分四厘に達し、残留農家の耕地増大に寄與してゐる。内地側より見た分村運動の終局の目的が、内地農業の再編成にある以上、移住者の残した耕地の多い事は此の目的に一步近付いたものと云はねばならぬ。富士見村分村運動が一應の成功を見たと言ふ所以であつて、全國にその例の稀なものである。

尙拓士の母村に於ける社會上の地位、所謂名譽職なるものゝ主なるものに就て見れば次の如くである。

職名	人員
村長	一人

収入役	二
青年團長	三
青年副團長	一
農事實行組合長	八
軍人分會長	一
軍人分會班長	五
警防團分團長	五
區長	九
村會議員	二
女學校長	一
村經濟更生主事	二
皇國農民團員	十六

註、右の數字は現役及且つてその職にあつたものを含む、尙同一人にして二つ以上の職にあつたものもある。

即ち右によれば母村に於て各種の名譽職に就き、社會的に相當活躍した人々が拓士として渡滿した事が窺はれる。而して之等は總て世帯移住をなした者に就ての調査であつて、更に二、三男移住に就て見れば、村一番の資産家や産業組合長等の子弟が渡滿してゐる。

移住者の財産及債權、債務の處理

移住を決定した拓士にとつて當面の問題となるのはその資産處理の問題であり、此の問題の解決が拓士送出の鍵となる事が多い。分戸移住、二、三男移住の場合は同一家族中母村に残る者がある爲に財産處理は必ずしも問題となり得ないが、全戸移住の場合は之が決定的な問題であり、特に農家の如く農村に永らく定着して父祖傳來の田畑、山林、家屋、墳墓等を有する者に取つては斷ち難ききづなである。即ち容易に移住し難い物的根據を持つのである。多くの分村運動に於て、中流以上の農民の全戸移住者が極めて少く、送出される者の大多數が常に無産者階級である理由は、一つにかゝる理由に基づく。富士見村分村運動に於て中流以上の農家を比較的多數送出し得た原因は、皇國農民團等の存在によつて、開拓政策の重要性を認識した精神訓練の結果にもよるが、他方、移住者の財産を適當に管理し、彼等をして後顧の憂なからしめた點も見逃し得ない。後進分村計畫村の以つて範とすべき事である。而して富士見村に於ては、移住者の財産管理に當つて、別掲の如き

拓士財産管理規定を設け、此の規定に基づいて村長、拓務部長、家政部長、農地委員、區長等十七八名よりなる財産管理委員會を設立し、移住者の希望を入れて、本委員會が移住者と協議の上、その財産を(1)移住者出身部落の農事實行組合の共同管理、(2)部落内に於て適當なる管理、(3)(1)(2)項に依り難き場合は村委員會に於て處理の順序により管理し、年々その財産による收支を拓士に報告して一點の不安も無からしめたのである。

更に移住者の負債整理は、村經濟更生委員會が無條件一任を受け、村の舊慣に基づいてその財産を代行處理し負債條件の緩和を計つて拓士に有利に解決したのである。(富士見村滿洲分村移民規定参照)而して負債整理の實際の活動は、産業組合を主體として全村部落に負債整理組合が設立され、此の負債整理組合によつて村民全體の負債整理と並行して移住者の負債整理が押し進められたのである。即ち移住者の土地の多くは負債整理組合の斡旋により産業組合が之を買收し、更に後産業組合より各農事實行組合に共同収益地として貸付、又は賣却し、或は個人に買取らせて自作地としたのである。

又家屋は拓士送出により約七〇戸が残されたが、内五〇戸は國民學校教員住宅として利用され、他は親戚に管理され、一部は村内外に賣却された。

分村開拓者財産管理規程

四二

第一條 富士見村滿洲分村開拓者規程第十二條ニ基ク開拓者ノ申出ニ依ル財産ノ管理ハ本規程ニ依リ處理ス
第二條 管理ノ萬全ヲ期スル爲メ財産管理委員會ヲ設ク
第三條 財産管理委員會ノ組織左ノ如シ

- 一 委員長 村長
- 二 専任委員 二名 (拓務部長、家政部長)
- 三 委員 十二名 (富士見村農地委員會委員)
- 四 部落委員

イ、主任 區長

ロ、委員 二名 (内一名、ナル可ク農地委員會委員ヲ選任スルコト)

第四條 財産管理ヲ希望スル開拓者ハ其ノ財産明細書二通ヲ作製シ部落委員主任ニ提出スベシ、部落委員主任ハ一通ヲ委員長ニ提出スベシ

第五條 部落委員ハ申出本人ト協議ヲ遂ゲ左ノ順序ニ處理ノ方策ヲ樹立スベシ

- 一、農事實行組合ノ共同管理
- 二、部落内ニ於テノ適當ナル管理
- 三、(一)(二)項ニ依リ難キモノハ村委員會ニ於テ處理ス

第六條 管理方策決定ノ上ハ委員長ニ別ニ定ムル様式ニ依リ決定條件ヲ届出ヅベシ

尙前條第三項ニ依ル處理濟ノ上ハ關係部落ニ通知ス

第七條 管理ニ關スル會計ハ毎年十一月末日ヲ以テ決算ス

第八條 部落ニ於テハ各人別ニ「會計簿」及「受託財産臺帳」ヲ備ヘ毎年度末ニ決算書三通ヲ作製シ本人及委員長各一通ヲ報告スベシ

第九條 委員會費用及委員手當ハ村ノ負擔トシ別ニ定ムルトコロニ依リ支出ス

移住者の家族援護

現地入植は最初先づ家屋その他の建設を伴ふ爲に、屈強なる男子を必要とし、その家族は一應の建設の終つた後に入植せしめられる。此の場合に於ても、二、三男移住の如きは比較的身輕な獨身者が多い爲に問題は起らず、又分戸移住も移住者に代つてその家族の面倒を見る者が母村にある爲めに困難は少ない。然るに全戸移住の場合は一家の支柱の移住を見る爲に、後に残る家族の生計を考慮せねばなくなる。現地の建設が短期間に終る場合は良いが普通は二、三年を要する爲に、此の残留家族の援護は分村運動促進上重要な問題となるのである。富士見村では此の爲に、別掲「滿洲國分村富士見村建設移民家族給與細則」を設けて之が援護に當り移住者をして後顧の憂なく現

地建設に邁進せしめた。分村運動成功の蔭にかゝる用意周到の準備のあつた事を忘れてはならぬ。富士見村が家族援護に使用した金額、援護戸數、人員は次の如くである。

家族援護狀況

年次	援護ヲ要シタ戸數人員		援護額	
	戸數	人員	一戸當	一人當
昭和十三年	三九 _戸	一五九 _人	二、六九六 _円 ・三〇	六九 _円 ・二四
昭和十四年	一四	五八	三、四一一・一一	二四三・六五
昭和十五年	二四	七一	一、四四〇・七〇	六〇・〇三
昭和十六年	一二	三八	一、二五〇・〇〇	一〇四・一七
計	八九	三二六	八、七九八・一一	三二・八九

滿洲國分村富士見村建設移民家族給與細則

第一條 本細則ハ富士見村經濟更生計畫ニ基キ滿洲國分村富士見村建設ノ目的ヲ以テ移住スル者ノ家族ヲシテ家族招致ニ到ル迄ノ生計ヲ安定セシムル目的ヲ以テコレヲ定ム

第二條 滿洲國分村移住者ハ移住申込ノ際移住者氏名ノ申告ヲナスモノトス

第三條 滿洲國分村富士見村建設移住者ノ家族ハ同移民團ノ共同計算法ニヨリ滿洲國迄植民訓練所ニ入所ノ日ヨリ其ノ家庭ノ狀況ニ依リ本村經濟更生委員會ニ於テ家族生計手當及ビ共援費ヲ支給スルモノトス

尙移住者ノ内地訓練後渡滿迄日時渺ナク生業ニ從事シ得ザル場合モ亦コレニ準ジテ處理スルモノトス

第四條 本細則ニ依ル資金ハ滿洲國富士見村分村規定第四條乃至第九條及滿洲國富士見村建設給與規定ニ定ムル財産處理金ヲ以テ支辨シ不足ヲ生ズル場合ハ政府ノ滿洲移植民補助金中ヨリ滿洲國分村富士村建設移民團ノ共同計算ニ依リ充填スルモノトス

第五條 手當及共援金ノ給與ハ富士見村經濟更生委員長指揮監督ノ許ニ同委員會拓務部ヲシテ慎重ニ處理セシメ其ノ目的ノ萬全ヲ期セシムルモノトス

第六條 手當及ビ共援費ノ支給方法ハ建設移民各家庭ノ經濟狀態ヲ斟酌シ甲、乙、丙ノ三級ニ區分シ凡ソ左ノ割合ヲ標準トシテ支給スルモノトス

甲、自力又ハ經濟狀態ガ他ノ援助ヲ要セズシテ移住シ得ル者ハ本規定ノ給與ヲナサザルモノトス
乙、自己ニ財産無キモ近親其ノ他援助アル者ニシテ尙本規定ノ給與ヲ要スルモノハ左ノ標準ニ依ル

- 1 主 婦 金 五 圓
- 2 兒童一人ニ付キ金參圓(七歳以上十五歳迄)
- 3 子供一人ニ付キ金貳圓(六歳以下)
- 4 尊屬老人一人ニ付キ金參圓

以上ヲ毎月支給ス

丙、無財産ニシテ援助者ナキ者ハ左ノ標準ニ依ル

- 1 主 婦 金 七 圓
 - 2 兒童一人ニ付キ金五圓（七歳以上十五歳迄）
 - 3 子供一人ニ付キ金二圓（六歳以下）
 - 4 尊屬老人一人ニ付キ金四圓
- 以上ヲ毎月支給ス

但シ直系尊屬ニシテ勞働其ノ他ニヨリ働キ得ル見込ノモノハ其ノ支給額ヲ斟酌ス、尙十五歳以上ノ男女子ニシテ子供ヲ有セズシテ働キ得ル者及渡滿移民セザル者ハ除ク

第七條 前條各項ノ外不時ノ災厄及治療費等ハ狀況ニ應ジ適宜援助ヲナスモノトス

第八條 本手當ハ毎月五日小切手ヲ以テ支給シ産業組合ヲシテ金品ノ引換ニ當ラシメ支給額ハ滿洲國富士見村移民團ニ通知シ不足額ハ同移民團ヨリ送金支拂ヲナスモノトス

分村に伴ふ經費

分村運動を遂行する場合、現地視察、家族援護、移住獎勵等各般に亘る支出が頗る多い。之は分村運動が村の別家を新しく作る運動であり村民の經濟に及ぼす影響の深刻なる問題である以上當然

と云はねばならぬ事であり、貧弱なる町村財政を以てしては到底賄ひ切れぬ所で國庫其の他の助成を必要とする所以である。富士見村に於て分村運動の爲に要した費用の收支狀況は次の如くである。

分村に伴ふ諸經費

年 次	國庫補助	縣補助	村 費	起 債	寄 附	其ノ他	合 計
昭和十三年度	—	四、二三〇 ^円	一、四〇二 ^円	—	—	—	五、六三二 ^円
昭和十四年度	—	三、四〇〇	—	九、八三二	—	—	一三、二三二
昭和十五年度	—	四、六六九	一、六五七	七、二〇〇	—	—	二三、五二六
昭和十六年度	—	二、六〇〇	一、二二〇	七、二〇〇	—	—	一〇、九二〇

支 出

年 次	視察費	移住獎勵費	共援金	事務費	宣傳費	印刷費	雜 費	計
昭和十三年度	三三 ^円	二、一六〇 ^円	二、八八〇 ^円	一八〇 ^円	五〇 ^円	五〇 ^円	—	五、六三三 ^円
豫算	三三〇	二、〇九四	二、八六一	一八〇	八	—	—	五、三三三

種目	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度	尚、富士見村は昭和十三年より經濟更生特別指定村となり農林省より次の助成を受けてゐる。
分村計畫費用	豫算 三六三 決算 一、〇三一	豫算 一六〇 決算 八、〇四〇	豫算 四、三六〇 決算 四、〇八七	一三〇 八九
共同販賣收益地設置		九、三八〇	四、三〇一	一三〇 一五〇
産業組合利用部共同加工場設置費		八、二八〇	一、三五〇	一三〇 一〇〇
分村に伴ふ部落更生費		五、〇〇〇		一〇、九〇〇
計		二五、〇〇〇		

註、此の合計金額中の一部は前掲の分村に要した費用の収入の部の縣補助と重複してゐる。

皇國農民團の活動

凡そ社會の諸事百般の事業に於て、人的要素の重要な事は今更贅言を要さぬが、特に對稱が比

較的知識の少い農民であり、祖先墳墓の地を去つて遠く海外の異郷に居を移す分村運動の如き場合に於て、熱血火と燃ゆる底の先覺指導者の必要を痛感する。分村運動未だ軌道に乗らず、啓蒙運動の域を脱せぬ時代に於て、分村による開拓民送出を經濟更生の大綱と撰び、常に村民輿論を指導して、遂に村民大會を開催し、分村計畫を村是として決議せしめ、村會をして巨額の費用を計上せしめて富士見村分村計畫を確定せしめたものは實に富士見村皇國農民團員の奮闘である。その熱烈なる精神、卒先する實踐力、鐵石の同志的團結、げに皇國農民團員の活躍こそ富士見村分村運動の計畫當初より實踐を了へ、有終の美を見た今日に至る分村史上絶對に見逃し得ざる存在である。以下富士見村皇國農民團に就て少しく語らう。

農業恐慌の嵐が全國の農村を席捲して農家經濟を窮乏のどん底に叩き落とし、舉世滔々として農民を賤み、農民を蔑み、農民亦農業をうとんじ都會に走らんとした昭和八年の頃、時潮を慨して立上つた二人の青年が富士見村にあつた。小林友光、細川光貞の兩君がそれである。二人は先づ農に生きるを誓ひ、皇國農民の魂を練磨すべく友部の國民高等校に加藤完治氏の門を敲いた。二年の血の出る様な修業を卒へるや直に村に歸り、加藤氏の精神を傳へて同志を糾合し、皇國農民團支部を此の村に結成したのである。昭和十年十月一日の事であつて、結成式當日は親しく加藤、阿部兩氏の

臨席を得た。當時の同志は十名であつた。團の綱領は「建國ノ大義ニ則リ皇國農民ノ本分ニ邁進ス」るにあり、團則は別に定めず、友部にある皇國農民團の支部として活動したのである。結成頭初は専ら精神訓練に終始し皇國農民としての眞髓に徹し、農に生き、農によつて國土を守るべく農民魂の練成陶冶に努力したのである。此の爲に年二回、約一週間に亘つて農民精神鍛鍊講習會を開催し講師には友部國民學校、及御牧ヶ原道場等の諸民を聘してその講話を聞き、魂の琴線に觸れて精神の陶冶に努めた。かくの如く農業に徹した精神訓練は、その後富士見村が經濟更生指定村となるに及んで實踐に第一步を踏み出し、更に經濟更生運動の手段として滿洲分村計畫が日程に上るや、團員は卒先之が實現に努力し、その中核となり、百方奔走して村民を説き、村當局を動かして遂に分村計畫を村是として決定し、村會をして分村計畫の爲に巨費を支出せしめるに至つたのである。更に分村運動が具體的に展開するや團員は常に陣頭に立つて村民の勸説に努め、百難を克服して計畫の實現を期した。分村運動の初期は諸事計畫通りの進捗を見たが、支那事變の進行と共に農村勞力は不足し、他方村民の生活は金錢收入の増加によつて稍々餘裕を生じ、分村計畫は思はぬ障害に會つて一頓挫の觀を呈したが、團員の努力は良く此の危機を突破したのである。分村運動に着手し乍ら中途に挫折する例は他村に良く見る例であるが、之等はいづれも計畫が村役場當局その他一部指

導者の机上案として採擇せられ、熱烈なる指導者を缺くと同時に運動自體が村民全體の運動として發展せぬによる。富士見村の分村計畫が略々初期の目的を達成し、輝く成果を擧げ得たのは、此の村の社會的、經濟的、自然的諸事情に負ふと共に、皇國農民團員の奮闘努力によつて分村運動を村民運動として發展せしめた賜と云はねばならぬ。

富士見村分村運動の特色

以上の如く富士見村の分村運動は二百餘戸を送出し、頭初の送出計畫三〇〇戸には達せざるも、拓土送出の困難なるに想到すれば一應の成功を收めたものと云ふべきである。而してその特色とも見るべきものを列擧すれば次の如くである。即ちその第一は富士見村の分村運動が村是として行はれ、村民全體の運動として押し進められた事である。一般に分村運動はその困難なる性質上、一部の分村指導者、或は役場當局の御座なりな机上案として取扱はれ、村民大衆とは全くかけ離れた、所謂宙に浮いた運動となり易いものである。此の點に於て富士見村の分村運動は最初より村民大會を開き、村民の名に於て計畫を樹立し、村民の共同責任に於て展開し、大地に根を下したものと成つた點に特色がある。役場當局も之に協力し、村長は團長として卒先渡滿を宣言し、村會亦多額の豫算を計上して協力の態度を明らかにした。第二の特色と考へられる事は全戸、分戸の移住者を多數送

出した點である。一般に分村を行つた村を見るに、二、三男を送出して、現地側の戸を形成する場合が多く、全戸、分戸等所謂世帯を擧げての移住が極めて少い。かくの如く二、三男のみを送出してその父兄が依然として母村に止る事は、分村運動を遂行する上に於て、極めて容易な方法であり農民の因循姑息な性格よりして一家を擧げての移住が却々困難であるからである。然し乍ら、かゝる二、三男移住のみを行ふ場合には分村運動の遂行によつて、母村の耕地に餘裕を生み、適正耕作面積を有する安定農家を設定すると云ふ、所謂農村の再編成を目指す分村運動の本來の目的に沿はぬのである。富士見村が困難を排して、全戸、分戸の移住を斷行し、多數の世帯を送出した事はその著しい特色と云はねばならぬ。次で擧ぐべき第三の特色は、右の如く世帯移住者を多數送出すると同時に相當面積を耕作する中流以上の農家を送出し、爲に相當面積の耕地が空いた事である。如何に多數の世帯移住者を出したとて、それが無資産の日雇労働者階級や、極貧の零細農であつたなら、それによつて耕地に餘裕を生ずる事なく、農村の再編成の目的を達成する事は不可能である。然るに富士見村に於ては前述の如く田、畑九十七町歩を生み、分村の目的に一步の近付きを示してゐる。先祖傳來の土地を持ち、相當の資産を有し、此處を墳墓の地と定めた農民に取つて、全家族を擧げてその郷里を去り、異郷に趣く事は如何ばかり苦難を伴つた事であらう。浮草的の者ならい

ざ知らず、母村に於て恵れた地位にあり、斷ち難ききづなを持つ者にとつて、決然母村を去る決意になみ／＼ならぬ精神力を窮ひ知るのである。次に擧ぐべきは移住者に比較的多くの中堅人物を得た事である。團長樋口隆次氏が母村に於ける現役村長であつた事は申さずもがな、その他収入役を始め、且つて女學校長であつたもの、青年會長、區長、農事實行組合長、村經濟更生主事、村會議員等枚擧に遑がない。耕地狀況或は戸數割納入狀況より見て中流以上の人々を相當多數送出した事は、農村に於ては直に社會上の各種地位にあつた人々の送出を意味してゐる。何故なら之等の階級の人々が常に村の中堅であり、村のあらゆる樞要な地位に就いて村事一際を處理するからである。母村に於て爲すなく、所謂喰詰め者の如きは開拓現地に於ても餘り多くを期待出来ない。富士見村が村民を階層的に横に割らず、縦に割つて上層、中層、下層の村民を送出した事は一大成功であつて、特に堅實なる農民を送つた事は、彼等の陶冶された精神力と相俟つて現地の建設にも多大の希望を抱かせるものがある。

分村運動成功の原因

以上の如く富士見村の分村運動は一應の成功を見たと言ふべきであるが、以下その成功の原因に就て考察して見よう。

その原因の第一に考へられる事は、村に地主が少く、従つて小作農も亦少くして農民の大部分が自作農であつた事である。

分村を行ふ事に依つて農村人口を減少する事は當然耕地に對する需要を少くする。此の結果はやもすれば直に小作地の返還となり、小作料の低落を來し地主經濟に脅威を與へると考へられて、分村計畫を樹立する場合、その村の地主の反對に遭ひ、地主階級は又村の有力者であり、或はしばしば村長である爲に役場當局も分村運動に熱意を有せず、運動が中途にして挫折する事が尠くない。此の點に於て富見士村にはかゝる地主がなく、利害の對立を生まなかつた爲に分村反對者がなかつたのである。

次に考へられる事は富士見村農家の大部分が自家勞力を中心とし農耕を營む自作農であり、雇傭勞力に依存する大農の殆んど無かつた事である。分村による人口送出は多くの場合勞力不足となり、雇傭勞力に依存する農家に影響を及ぼすが、富士見村に於ては、此の點を考慮すべき農家がなかつた。他方村内に居住する勞働者階級及零細農も彼等の勞力の多くを木材伐採、木炭製造、出稼等に投じてゐた爲に、勞力の雇傭關係的紐帶が村内自作農家と殆んどなかつたのである。従つて、勞働者階級を送出する場合も、自作農家を送出する場合も、勞力の面よりして母村に及ぼす影響な

く、分村の場合反對者を出さなかつたのである。

第三の原因は、富士見村はその氣候の點よりして二毛作の不可能である事と、耕地面積の減少の爲に従前より純粹に農耕を營む事は困難で、多くの農家は何等かの兼業に依存してゐたのである。然るに昭和十一、二年——分村計畫樹立當時の經濟状態は村民の兼業も略々飽和點に達し、年々増加、壓力を増す人口のはげ口に苦慮する状況にあつた。かゝる問題の解決策として滿洲分村が非常な熱意を以て村民に迎へられたのであつて、移住者の渡滿理由を窺ふに一部指導者階級を除いた大部分の者は、母村に居住しても前途に光明のない事、二、三男の將來を考ふるに適切な職業の無い事等の點からして渡滿を決意してゐる。

第四の原因は皇國農民團の活躍である。分村運動の如き困難なる事業に於て、指導者に人を得る事は極めて重要な事である。富士見村の皇國農民團は分村運動に於て指導的役割を果したのであつて、常に良く村輿論を統一し分村運動を村民運動にまで發展せしめ、遂に村是として決行せしめたのである。特に分村運動の中途——昭和十四、五年頃は經濟界の好轉と共に村内浮動階級の動搖を來し、運動は障害に遭遇したが、良く此の難關を切抜けたのは、皇國農民團の努力の賜であつて、現役村長を現地團長に送り得た好條件と共に富士見分村運動成功の礎石であつた。

次に擧ぐべきは此の村に於ける農會及産業組合の協力である。移住者の土地處分、負債整理等に産業組合が活動した事は既に述べた。

農會——特に村農會は當初より分村計畫の樹立に參畫し、母村適正農家數及送出農家數を決定し、分村の完了後は上級農會の指導と相俟つて専ら母村の整備に力を傾倒した。即ち勞力調整の爲に、畜力の利用獎勵、特に馬耕を獎勵し、共同作業を推進し、農機具の購入利用に力を盡し、共同炊事等を指導した。就中、後述する如く、松目、大平兩部落の土地の交換分合を指導し、遂に至難なる部落再編成に成功したのである。更に暖地委託苗代を獎勵して稻作の増收に努め、時局の要請に應じて桑園の整理、麥、馬鈴薯の増産に邁進する等、勞力不足、資材不足の惡條件下にあつて、よくその使命を完遂したのである。かくの如く村公共團體の全面的協力を得た事は、分村成功の遠因であつて、人の和を得たものと云はねばならぬ。

以上要するに富士見村分村運動は、村民に反對者なく常に舉村一致目的に邁進し得た事、送出すべき人口の比較的豊富にあつた事、指導者に人を得た事等よりしてその成功を見たのである。

四、分村後の諸問題

土地問題

滿洲開發の爲の拓土送出が、内地農村にとつては過剩人口の處理であり、生活不安定者に根據ある生活の道と與へる一手段と考へられた開拓政策初期の段階に於ては、内地農村より可能な限り多數の移住者を現地に送る事が成功と考へられたのである。然るに此の開拓政策が内地農村の再編成問題と結合し、所謂適正規模安定農家を設立し、農業生産力の増進を期する爲に分村計畫が移住者送出の有力なる方法として登場するや、従前の單に人を滿洲へ送れば良かったと云ふ考へは捨てられ農民の質を吟味し、内地農村の再編成に寄與すべき農家を廣汎に送出すべく政策の轉換を見たのである。即ち内地農村に於て相當面積の耕地を經營し、殘留する農家の耕地増加に役立つ農家の送出が必要であり、その全家族を擧げての移住が冀求せられるに至つたのである。かくて分村運動の成否は、單に移住者戸數及人員の多寡によつては判斷し得られず、それ等の移住者の多くが母村に於て中流以上の農家であるや否や、而も彼等が全戸移住を遂げて、爲に多くの耕地が母村に残されたか否かによつて判斷せねばならぬ。かゝる意味よりすれば、今日、分村に成功した農村は甚だ稀であつて、一應成功したと傳へられ乍らもその多くは單に戸數、人員を揃へたのみで、無産階級の移住が多かつたり、或は二、三男移住が多い爲に母村の土地問題に寄與する所少く、母村農業の再

編成の見地よりすれば必ずしも成功と云ひ得ぬのである。富士見村の二〇七戸の送出、嚴密には此の數字は縁故移住者五三戸を含むが故に之を除いた一五四戸の送出は、數字的には必ずしも多いものでなく、他にはより以上の送出戸數を持つ村も多いが、移住者送出の結果、九十七町歩餘の耕地を生じ得た事は類のない事であつて、農村再編成の第一歩を踏出したものと云ひ得べく富士見村の分村運動を成功と云ふ所以である。

然し乍ら分村運動遂行の結果、單に耕地を多く餘し得たと云ふ事は分村運動の目的の第一階梯であつて、その耕地が母村に於て如何に配分され、如何に利用され、生産力増大に如何に寄與し、農村再編成の方向に如何に近づきつゝあるかが次の問題でなければならぬ。以下富士見村に於ける之等の諸問題に就き吟味を加へよう。

耕地の配分、農村に於ける耕地が如何に所有權を變へ、如何なる人によつて耕作せられてゐるかは、その單位面積が小さく、所謂筆數の頗る多い事と、所有、經營の變動がしばしばある事の爲に却々容易に知り得ぬ所である。而も農民によつては先祖傳來の耕地が幾何あるやを明瞭に知り得ず、山林原野に至つては殆んど總ての農家が、その面積を知らぬ爲に調査に甚だ困難を伴ふた。次の統計は農事實行組合長によつて報告された分村後に於て一反歩以上の耕地を増加した戸數及三反

歩以上の耕地を増加した農家の分村前の經營規模別數である。

分村後耕地を増加せる戸數(自作・小作を含む)

面	積	田ノミ増加 セルモノ	畑ノミ増加 セルモノ	田畑トモニ増 加セルモノ	合計
一反歩以上	二反歩未満	二〇戸	三九戸	二〇戸	七九戸
二反歩	— 三反歩	一五	一三	一六	四四
三反歩	— 四反歩	一〇	三	一二	二五
四反歩	— 五反歩	五	七	七	一九
五反歩	以上	三	三	一六	二二
計		五二	六五	七一	一八九

山林原野を増加せる戸數

五反歩未満	六戸
五反歩以上	一四戸

耕地三反歩以上増加せる農家の分村後の經營地廣狭別戸數

六〇

分村前の經營地	分村後増加せる經營地						
	三反―四反歩未滿	四反―五反歩未滿	五反―六反歩未滿	六反―七反歩未滿	七反歩以上	計	
五反歩未滿	七戸	五戸	二戸	四戸	一戸	一八戸	
五反歩以上一町未滿	六	五	四	一	四	二〇	
一町以上一、五町未滿	四	六	三	一	一	一五	
一、五町以上二町歩未滿	三	三	一	一	一	六	
二町歩以上	一	一	一	二	三	三	

註、三反歩以上四反歩未滿の耕地を増加せる戸數に於て前表と本表に四戸の差異あるは、花場部落に於て農家四戸が水田八反三畝を共同經營し、他に畑をそれぞれ増加したものを、本表は除いた爲である。

即ち之に依つて見るに、分村後耕地を増加した戸數は一八八に達するが、此の内一反歩以上二反歩未滿を増加せるもの七九戸、二反歩以上三反歩未滿を増加せる者四九で、兩者を合すると一二八戸となり、三反歩以上を増加せる者に比し著しく多數である。次に三反歩以上を増加せる農家が分

村前母村に於て如何なる經營をなしてゐたかを窺ふに五反歩未滿の者一八戸、五反歩以上一町歩未滿のもの二〇戸であつて、兩者の合計は三八戸となり、一町歩以上一町五反歩未滿のもの十四戸、一町五反歩以上のもの九戸に比し壓倒的多數である。耕地の經營規模より考ふるに、富士見村に於ては家族員數の關係もあるが、一般に一町歩以下の耕地を以てしては純粹農業のみを以てしては生活して行く事が不可能である。従つて一町歩以下の農家は兼業農家であり、特に五反歩以下の經營者に至つては勢ひ農業を兼業とする農家とならざるを得ない。事實その職業狀況を見れば馬力引、炭焼、大工、日雇等を或は專業とし或は兼業としてゐる。此の事實より考察して、耕地を増加せる農家は従前農業を兼業としてゐたが、或は農業を主とするも何等かの兼業を營んでゐたもので、專業農家が更に耕地を増加する傾向は甚だ少ないと云はざるを得ない。富士見村に於て適正規模經營面積と考へられてゐる所は、現在の技術段階を以てしては、家族力との關係もあるが平均略一町五反歩である。即ち一町五反歩以下の經營では農家として自立出來ず、又それ以上の場合は、雇傭勞力に依存するか家族労働を著しく強化せざるを得ない状況にある。一町歩前後の農家の耕地増加は、かゝる適正規模農家に一步の近づきを示したものと云ふべく、五反歩未滿の農家の耕地増加は、農業によつて幾分なりとも生活の安定を得ようとしたもので、土地を慾求する者が農村の如何なる階

級にあるかを示すものであらう、分村當初に於ける計畫は農家戸数を減少する事によつて農家一戸當り耕地を増加し、所謂適正規農家を設定すると同時に、農事實行組合による共同收益地を設け農家全體の備荒、共濟、經營改善等に資せんとしたのである。然るに結果は零細農家の耕地増大なり、従前農家でなかつたものを新に農家として登場せしめたのである。此の現象は、既に相當面積を耕す——例へば富士見村に於ては一町五反歩以上を耕す農家に耕地を増大する意欲の甚だ乏しい事と、零細農家及農家以外の人々に耕地増加の意欲の強い結果に依るもので、相當面積を耕す農家に更に耕地を増す意欲の乏しい事は注意を要し、分村運動を指導するに當つては中流以上の農家の送出を指導する傍ら、分村後に於ける農家經營に對しては高度の技術指導を加へ、所謂勞働生産力の増大の方向に導く必要があるのである。此の指導が併行せぬ限り、我國農業の現在の技術段階を以てしては、開拓民送出は生産力の低下を來すと同時に、開拓運動自體にも頗る困難を來すであらう。

次に土地の處分状況を見れば、次表の如くである。

處分方法	個人		部落實				計
	賣渡	貸付	行組合	産業組合	親戚管理	地主返還	
田 <small>自作</small>	三五八 <small>反畝</small>	四九三 <small>反畝</small>	九六 <small>反畝</small>	五、七 <small>反畝</small>	七、六 <small>反畝</small>	一、七 <small>反畝</small>	二六、六 <small>反畝</small>
畑 <small>自作</small>	三七五	四二〇	二、五	四七、九	一五、八	一、一	三五四、七
計	六三三	九一三	一一一	一四、六	三二、四	一、七	六六、二
山林原野	一〇一、三	七、一	二、四	六、〇	四、六、一	—	三、七
							六六、六

註、耕地の合計が前掲の移住者送出により空いた土地の合計と一致しない。之は報告の不充分のものがあつた爲である。

即ち處分状況を見るに、自作地が多くて小作地が極めて少ない。之は本村に小作地の少い結果に基づくものであるが、反面に於て中流以上の自作農家が移住した事と、不層階級で移住したものは耕作に關係がなかつたからである。次に産業組合の手中に入つた土地が壓倒的に多いが、之は當初土地の處理は産業組合に行はせた方針を反映するもので、將來は漸次個人又は實行組合に移讓する豫定である。尙、個人に渡つた土地は主として當事者間の相對取引によるものであるが、中には一

且産業組合の手を経て個人に移つたものもある。

親戚管理に属する土地の壓倒的に多いのは一考を要するが、之は移住者の土地處分が過渡期にあつて未だ充分に完了しない事と、移住した中流以上の農家が、家族を連れて渡滿し現地の開發が一段した曉に、二、三男をそこに定着せしめ、自分は再び母村に立歸つて農耕を營む豫定で、その留守の期間中母村の土地の管理を親戚に委託してゐる者が相當ある爲である。即ち分村運動に便乘して分家を滿洲國に作らんとしたもので、富士見村の中流以上の農家が全戸移住をなした有力な原因であると云はれる。滿洲移住を堅苦しく考へず、分家を作る手段とした點に創意が窺へて却々面白い。此の考へは内地農村の再編成の見地よりすれば必ずしも妥當でないが、移住者送出指導に悩む現在に當つては考慮に價する送出指導の一手段であると思ふ。

次に母村に残つた人々が之等移住者の残した土地をどの様に獲得したであらうか、その自小作状況を見れば次の如くである。

田 <small>自</small> 作	三 <small>一四反歩を増加せる農家の分</small>	四 <small>一五反歩を増加せる農家の分</small>	五 <small>反歩以上を増加せる農家の分</small>	計
九 <small>、五</small>	九 <small>、五</small>	一 <small>、一</small>	一 <small>、一</small>	二 <small>三、一</small>
三 <small>九、二</small>	三 <small>九、二</small>	三 <small>九、四</small>	七 <small>二、一</small>	一 <small>五〇、七</small>

計	四八、七	四〇、五	八四、六	一七三、八
畑 <small>自</small> 作	四 <small>、三</small>	一五、四	二六、四	四六、一
計	一五、八	二六、六	四三、四	八五、八
計	二〇、一	四二、〇	六九、八	一三一、九
合計 <small>自</small> 作	一三、八	二〇、五	三八、九	七三、二
計	五五、〇	六二、〇	一一五、五	二三二、五
計	六八、八	八二、五	一五四、四	三〇五、七

註、二反歩以下を増加した農家の數字がないが、之は戸數が多くて調査不能であつたからである。親戚管理は小作地とす。

即ち自作地となつた部分が少なくて小作地として借受けられた部分が壓倒的に多い。之は(1)移住者の財産管理が充分に行届き移住者が渡滿に當つて早急に土地を賣却する必要のなかつた事、(2)借入人の多くが零細農家或は下層階級である爲に土地を購入する資力に缺けた事、(3)移住者の親戚がその移住者の残した耕地を經營する——親戚管理の場合が多く、之が小作地として數字に現れた事等によるものと見られる。

分村による開拓民の大量送出は母村に於ける勞力不足問題を惹起せざるを得ないが、富士見村には如何なる影響が現れたであらうか。

一般に富士見村に於ては分村による勞力の不足は比較的少なかつた様である。その原因は(1)従前より本村は雇傭勞力に依存する大農經營が極めて稀であつた爲に、日雇勞働者階級との勞力的結合は少なかつた。従つて勞働者階級の送出は母村の農業勞力に影響を現はさなかつた事と(2)中流以上の農家の送出により空いた耕地の大部分は、従前農業のみに自家勞力を完全燃焼し得なかつた零細農家、或は農業を兼業としてゐた村民に獲得された爲に、之等農家が自家の過剩勞力を消化する結果となつた事である。従つて勞力不足の影響は寧ろ農業以外の兼業部面に現れ、母村の農業に對する影響は極めて少かなかつたと云ひ得る。

但し、農家戸數に比し比較的多くの中流農家を送出した松目、大平の兩部落は勞力不足を來し、勞力過剩時代に無理に開墾した山際の疲瘠なる桑園が約五反歩程荒廢を來した。然し乍ら此の桑園は限界的耕作地とも云ふべきもので、勞力が他に適當なる労働機會を得たる場合、その山林原野への還元は寧ろ此村の農業が正常なる軌道に戻つた事を意味するものであらう。然し分村による勞力送出と併行して支那事變による一船的勞力不足が影響を及ぼし、勞力調節の問題は眞剣に考慮され

るに至つた。富士見村に於ける勞働力對策は次の如くであり、母村整備の問題として農會が主として指導の衝に當つた。

(1)共同作業の實施、昭和十五年頃より各實行組合に作業班を設け、共同作業を奨励したが、昭和十六年には全村二五實行組合中十六組合が、春季の田植、春蠶の上簇、秋季の刈入、桑園の整理等に部分的に共同作業を實施した。十七年度には之を全組合に實施せしむる計畫である。

(2)畜力利用の奨励、牛馬の利用による耕耘、除草、畦立、運搬等を奨励し、特に馬耕の奨励に努め、昭和十五年より年二回の馬耕講習會を開き、水田はもとより畑にまで馬耕を行ふ様にしてゐる。牛馬耕實施面積は次の如く増加してゐる。

牛馬耕實施面積

年次	田	畑	計
昭和七年	九六町	一町	九六町
昭和八年	一〇七	一	一〇七
昭和九年	一一一	一	一一一
昭和十年	一二五	一	一二五

六七

昭和十一年	一二九	六八	一二九
昭和十二年	一三三		一三三
昭和十三年	一四八		一四八
昭和十四年	一七一		一七八
昭和十五年	一八〇		二〇四
昭和十六年	一九二	五三	二四五

(3)土地の交換分合、勞力不足の最も深刻に現れた松目、大平の兩部落は土地の交換分合を實施し、整理された耕地の上に共同作業を實施せんとし、昭和十六年二月に之を完了した。
交換分合を終へた面積は次の如くである。

松目	部落内の交換	他部落との交換	計
水田	二、〇、六 ^{町反畝}	一、〇、二 ^{町反畝}	三、〇、八 ^{町反畝}
畑	七、五	一	七、五
大平			
水田	一、八、九 ^{町反畝}	四、九 ^{町反畝}	二、三、八 ^{町反畝}

畑 三二、五^{町反}

註、畑は計畫を含む。

此の土地の交換分合は耕作權に就てのみ行はれ、所有權に及ぶものでない。然し乍ら此の交換分合を行ふに當つては相當の困難を伴ひ、爲に部落民は氏神の社前に集ひ、神に誓つてその完遂を期し、遂に「部落建設の爲め耕地調整に關し耕地管理權を農事實行組合に委託する」事を決議して斷行したのである。此の耕地交換分合と共同作業の結果、松目、大平の兩部落では勞力不足克服の見透しを得て、分村直後勞力の爲に耕地の一部を荒廢に歸し、或は他部落民の經營に歸したものを恢復せんとしてゐる。農林省も此の部落再編成に助成金を出して指導に力を入れ、長野縣農會及村農會が極力指導に努めてゐる。村當局も此の好成績に鑑み漸次他部落に指導を及ぼさんとしてゐる。

(4)北同炊事の奨勵、農繁期に共同炊事を實施する事を計畫し、昭和十六年度に二ヶ所に於て行つた。十七年度は更に擴張する豫定である。

(5)農機具の利用、勞力不足の爲農機具の利用を考慮してゐるがまだ見るべきものが少い。

動力脱穀機が産業組合と實行組合に各二臺ある程度で餘り振はない。近時畑用のカルチベーターが普及せんとしてゐるが、その數は漸く十數臺である。尙特例をなす松目、大平部落に就ては次に

述べる。

農業生産技術の變化

分村による勞力の減少と耕地の相對的増大とは農業生産技術に如何なる影響を及ぼしたであらうか。従前の我國農業技術は、零細經營の障害の爲に、主として零細農耕の線に沿ひ、その枠内に畸形的に發達したもので、その技術は零細農耕を止揚し得るものでなかつた。かくの如く零細農耕に適應し、その内線に沿ふた技術を假りに技術の内延的發達と呼ぶ事とする。品種の改良、手勞働的栽培技術の微に入り細を極めた研究、施肥量及施肥時期に關する研究等、總て技術の内延的發達を示したもので、それは必ずしも産業經營の擴大を必要とせず、所謂資本の有機的構成の高度化なしに零細農耕の形態に於て比較的容易に採用し得るものであつたのである。而して之等の技術は多くは勞働對象に加へられたものであり、勞働要具を介在する事なしに勞働と勞働對象の特殊な結合を示すものであつて、技術本來の見地よりすれば甚だ歪曲された技術の一部面の發達であつたのである。而も近時の我國農業に於ては之等の技術進歩も略々頂點に到達した感があり、今後に餘り多くを期待し得ない狀況を觀取し得るのである。従つて今後技術上の進歩向上ありとすれば、我國農業に缺ける事の多かつた進歩せる農機具の廣汎なる採用による新農耕の建設でなければならぬ。所

謂技術の外延的發達の問題である。然し乍らかゝる技術の進歩發達が土地制度の障害によつて制約されて居たのであるから、その進歩は先づ土地制度を前提としなければならぬ。

分村による勞力の送出と、耕地の餘裕とは、その量の多い場合に於て、かゝる問題に一步の近付きを示すものと云ひ得るかも知れない。假令、單なる人口の減少と、耕地の餘剩のみにてはその根本的な解決策ではあり得なくとも。

富士見村の分村はかゝる問題に對し如何なる答へを出したであらうか。

松目、大平の兩部落が耕地耕作權の交換分合を完了し、班の構成を終つて共同作業を合理的に行する態勢にある事は既に述べた。この共同作業を實行する爲に兩部落では次の農機具役畜を準備し、或は準備せんとしつゝある。

農機具名		松目	大平
噴霧器	槓桿半自動式	五 臺	五 臺
肩掛		三 臺	—
發動機	三馬力	一 臺	一 臺
脱穀機		一 臺	二 臺

カルチペーター	六	臺	五	臺
田植	四	臺	十	臺
除草機	十二	臺	十	臺
製繩機	二	臺	二	臺
製延機	二	臺	二	臺
役畜	五	頭	十三	頭
馬	一	頭	六	頭
牛	五	頭	六	頭

此の兩部落の共同作業は十七年四月より行はれる豫定であるが、その結果は注目すべきものがある。 (兩部落の指導には長野縣農會が直接當つてゐる。部落の再編成其の他に就ては別個に詳細の報告ある筈に付き参照)

然し乍ら、松目、大平兩部落の場合は寧ろ異例に屬し、他部落にはかゝる傾向を窺ひ得ない。之は、松目、大平の兩部落が極度に勞力不足に悩んだ事と指導が重點的に此の部落に注がれた爲である。今後は漸を追ふて他部落に指導を及ぼす方針であると云ふ。

尙、富士見村の中心部落である御射山神戸に就て農作業慣行其の他の變化を見よう。

栽培作物の變化

分村	前	後	
作物名	作付面積	作物名	作付面積
1 桑	八四四 _{反畝}	1 水	七九四 _{反畝}
2 水	七八八、八	2 桑	五八四、〇
3 大	三九、四	3 小	二三二、〇
4 小	二一、二	4 馬	八七、〇
5 稗	一六、二	5 大	七四、八
6 馬	一〇、六	6 稗	三〇、〇
7 大	一〇、四	7 大	一二、〇

即ち分村の前後を比較するに、桑園が激減し、小麥、馬鈴薯等の食用作物が増加してゐる。之は勞力不足の爲に養蠶が困難となつた關係と、事務局の必要上食糧増産が強調された爲である。

水稻の栽培に就て見るに、品種は分村前陸羽一三二號が支配的であつたのに對し、分村後は農林十七號の栽培が増加し、苗代は暖地に委託する委託苗代が増加してゐる。又、分村後は稻熱病豫防

の爲の藥劑撒布が普及し、更に肥料に就て見れば分村後は金肥の使用を減じ、堆厩肥の使用が増してゐる。然し之等はいづれも技術の内延的、部分的普及發達であつて勞力と節約とは云ひ得ない。此の中にあつて中耕除草機が全面的に利用される様になつた事は全國的水準より見て遅れてゐると云ひ乍ら一應注目に價しよう。

次に養蠶に就て見れば、全村的に飼育量、收購量共に減少してゐるが、就中春蠶の激減が目につく。之は一般に桑園が食糧増産の爲に整理された結果でもあるが、特に春蠶の激減はその上簇期が田植期と重なる爲に勞力の配分上之を中止した事と、肥料不足——特に促效性金肥の不足の爲に春季桑葉の發育の著しく不良に基づく桑不足の結果である。飼育法に就て見れば、分村前、稚蠶期に於てトタン箱飼育が支配的であり、壯蠶期に條桑育六〇%、普通育四〇%であつたに對し、分村後は種繭期に防乾紙育が全面的に普及し、壯蠶期には條桑育が八〇%位にまで増加してゐる。種蠶期の防乾紙は違蠶防止の爲であるが、壯蠶期條桑育は勞力不足の影響である。品種は、分村前、

改 安 國蠶一〇八號
改 中巢 國蠶十八號
安 泰 國蠶一一〇號
國蠶一〇六號

が、分村後は、

國蠶一二二號
×
國蠶一一〇號
國蠶一〇八號
×
國蠶一一五號

が普及してゐる。之等は分村關係の影響でなく、品種の進歩の結果である。

之を要するに農業生産技術に對する分村の影響は、松目、大平の兩部落を除いては、さして現れないと見るべきであつて、之は、分村後耕地を獲得した者が、従前比較的家族勞力を豊富に有してゐた零細兼業農家であつて、相當面積を有して居た中流農家が耕地を増さなかつた結果（稀に増加したとしてもそれは家族勞力の特に豊富なものである）である事と、分村後、日猶淺くして指導が充分でない事等によるものと見られる。即ち分村後の母村整備は漸く其の緒に付いたと云ふ所が、富士見村の現状である。

然し乍ら、母村に及ぼす影響の甚大であつた點に於て、又、母村の再編成が緒に付いたと云ふ點に於て、富士見村の分村運動及分村後の母村は注意に價するものと信ずる。

昭和十七年三月廿五日印刷
昭和十七年三月三十日發行

東京市麴町區丸ノ内三ノ一

著作權者 帝國農會

右代表者 東浦庄

印刷者 萩原

東京市京橋區木挽町二ノ六

印刷所 宏文堂

東京市麴町區丸ノ内三丁目一番地

發行所 帝國農會

振替口座東京四〇五二番

終

